告　示

○農林水産省告示第千五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県八頭郡八頭町安井宿字廣谷一二一七、一二二一の一から一二二一の三まで、一二二二の一から一二二二の三まで、一二二三の一、一二二三の二、一二二三の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年三月二十四日農林水産省告示第四百二十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年三月六日農林水産省告示第三百四十八号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成元年七月二十九日農林水産省告示第九百六十一号（一及び四から六に係るものに限る。）、平成元年八月二日農林水産省告示第九百七十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年七月十一日農林水産省告示第八百六十二号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年三月十八日農林水産省告示第四百十三号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年三月二十四日農林水産省告示第四百三十一号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県日野郡日野町下菅字梅ノ木垰一一の一、一一の二、一一の八、一一の一九から一一の三二まで、字赤ハゲ谷一三の一、一三の二、字ヒョウゲ谷一一〇の一、一一〇の二、一一〇の二〇から一一〇の二六まで、字麦ヶ谷一四二の一から一四二の一六まで、字代代奥谷一四三の一、一四三の二、一四四の一、字杉ヶ谷二七五の二、二七六、二七七、字ヘイサコ二七八、字セドノ谷三六四、三六五の一、字鑪谷三六六の一から三六六の二一まで、三六六の二九、字小炭谷三六七の一から三六七の一二まで、字黒谷三六九、字ナメラ谷三七〇の一、小原字山神谷二九四の二・二九四の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八八、二九〇、二九一の一、二九一の二、二九二、二九四の三、二九四の四、字小原家上エ二九九の一、二九九の二、三〇〇・三〇一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇一の二、三〇一の三、字大空五四七の一八・五四七の三二・五四七の三七・五四七の三八・五四七の四〇・五四七の四一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、五四七の一、五四七の三〇、五四七の三一、五四七の三三から五四七の三六まで、五四七の三九、五四七の四二、字小原山六一七、字一ノ谷六七四から六七七まで、中菅字滝山五七八、榎市字ヲンバ谷七八二、七八四、七八六から七九一まで、七九三、七九四の一、七九四の二、七九五から七九八まで、字榎市ノ上へ八三二、八三四、字ヒサシ谷八四一の一から八四一の三まで、八四三、八四四、八四六、字竹ノ谷八八〇から八八三まで、字長畑奥九五